

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

上下水道局 下水道建設課

許認可等の内容		公共汚水ます撤去又は移設等申請に対する承諾
根拠法令等及び条項		栃木市公共汚水ます設置基準に関する要綱第6条第2項及び第3項
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市公共汚水ます設置基準に関する要綱第6条第2項及び第3項
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 申請者</p> <p>(1) 公共汚水ますの撤去又は移設等をしようとする者は、あらかじめ公共汚水ます（撤去・移設）申請書を管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 公共汚水ますの撤去又は移設等に伴う費用</p> <p>(1) 個人負担。ただし、管理者が公益上その他特別な事由があると認めるときは、この限りではない。</p>	